

建設経済常任委員会委員長報告

去る3月3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案4件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和7年3月4日(火)及び7日(金)
- 2 場 所 委員会室2及び委員会室1
- 3 出席委員 高橋 誠、毛呂一夫、小久保博雅、工藤日出夫、
保角美代、岡村有正、村田裕子
- 4 審査結果

「議案第19号」北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第21号」北本市建築基準法等関係手数料条例の制定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第22号」北本市下水道条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第23号」市道の路線の認定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第1号」「選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書」の国会提出を求める請願については、挙手多数により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第19号」について

- (1) 「今回の条例改正の根拠について」質疑したところ、「消防団員等公

務災害補償等責任共済等に関する法律では、市町村は消防団員退職報償金の支給の実施のため消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとされており、本市は消防共済基金と契約を締結しています。この法律の施行令第3条第2項に消防共済基金が市町村に対して支払わなければならない額が規定されており、今回、この額の改正を受け、本市の条例においても同様に改正するものです。なお、この改正により、新たに勤続35年以上の区分が設けられましたが、本市で該当となる方はいません」との答弁がありました。

本案に対して、賛成討論が1件ありました。

◎「議案第21号」について

(1) 「今回の改正により、市の窓口での申請手続きがどの程度増加するのか、また、事務量の増加に対する職員体制について」質疑したところ、「改正のメインとなる省エネ建築物に関する適合判定やそれに伴う確認申請に関しては、現在はそのほとんどが民間検査機関で手続きされています。令和7年4月以降は民間検査機関でもこれまでより審査時間を要することになるため、民間で受けられない分として最大で50件程度、市の窓口への申請が増加すると予測しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第22号」について

(1) 「今回の改正で項目が追加されることにより、測定等新たに必要となる対応があるのか」と質疑したところ、「今回、下水道法第25条の改正に伴い本市の条例第13条第1項を改正するものですが、本市の一般住宅や特定施設等の下水道の使用条件について特段の変更はありませんので、北本市の下水道として検査が変わったり、対応が必要になったりといったことはありません」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第23号」について

本案に対する質疑が2件あり、討論はありませんでした。

◎「議請第1号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「夫婦別姓のデメリットとして家族制度の崩壊が懸念されるという意見があるが、そのことについて請願者はどのように考えているか」と質疑したところ、「家族のあり方というのは、姓が一緒だからできる、違ったらできないという問題ではなく、どういう形の関係性を築けるかが一番ではないかと思っています。他の国々では別姓の家族が多いですが、不都合が問題視されていることもないので、家族の在り方には影響していないと考えます。また、夫婦同姓である日本において、家族制度そのものに様々な問題が生じているという現実を見ると、同姓だから問題が生じないわけでもないと考えています」との答弁がありました。

(2) 「夫婦別姓によって子どもが悩むのではないかとの意見について、請願者はどのように考えているか」と質疑したところ、「選択的夫婦別姓制度を導入する場合、これは強制ではなく「選択的」と言葉がついています。もし法制化されれば、どちらの姓を名乗るかという協議が必要になります。お互いの家族のこと、そして、一番考えるのは自分たちの間に生まれる子どものことを非常に心配すると思いますので、協議をして選択すると思います。どちらの姓を名乗るかということ話し合うことで家族というものを意識することは、かえってプラスであると思っています」との答弁がありました。

(3) 「通称使用を法制化する案について、請願者はどのように考えている

か」と質疑したところ、「通称使用を法制化した場合、具体的にどのような形になるのかはわかりませんが、通称使用の方だけ旧姓が併記される形になると、認証などかなり煩雑になるのではないかというのが正直な感想です。企業での照合や海外渡航時の説明などを考えても、どうして通称使用にこだわらないといけないのか、通称の法制化が果たしてそこまで便利なのか疑問に思っています」との答弁がありました。

(4) 「大人の立場での意見は答弁いただいたが、思春期の子どもの意見についてはどのように考えているか」と質疑したところ、「直接子どもたちにこのことについて聞いたことがないので確かなことは分かりません。子どもたちにどのような影響を与えるかは、本人でなければ分からない部分もありますが、子どもを一人の人間として説明をしていく、話をしていくということが大事だと思っています。子どもは守るべき存在でもありますが、同時に一人の人間として、一緒に成長していくと考えたらよいと思っています。私見ですが、判断できる年齢の時に決定するということが大前提で、18歳まではどちらかの姓を名乗り、18歳になった時にどちらの姓を名乗るかを本人が決定する制度が一番よいと考えています」との答弁がありました。

本請願に対して、反対討論が1件、賛成討論が5件ありました。

以上、報告いたします。

令和7年3月25日

建設経済常任委員会
委員長 村田裕子

北本市議会議長 滝瀬光一様